



出先機関廃止を迫る広域連合

年内にも、これまでにない大規模な広域連合が発足します。大阪、京都、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、徳島の七府県で構成する関西広域連合がそれです。防災、観光・文化振興、産業振興、環境保全など七分野三十一事業を担当します。従来の広域連合は市町村で構成するものがほとんどですが、府県合同の広域連合が成立すると、地方分権を加速する道が開けます。国が担っている広域的な仕事の多くを地方が引き受けられるからです。

国道や一級河川の権限移譲も

いくつかの自治体がごみ処理や消防・救急、介護保険などの業務を共同で実施する場合、一部事務組合を設立するのが普通ですが、広域連合という形もあります。広域連合には、普通の自治体と同様に、住民に直接請求が認められるほか、国や都道府県に権限の移譲を求めることができますという利点があります。関西広域連合くらいの規模になりますと、国の出先機関の管轄範囲と同じくらいの区域ですから、出先機関に代わることも不可能ではありません。

地域主権改革では、国の出先機関の原則廃止に向けて、年内に行動計画をまとめることにしています。それに先立ち、地域主権戦略会議（議長は菅直人首相）は、八府省十三機関について、

関係府省に、国に残す仕事と地方に移せる仕事の「自己仕分け」を求めました。府省からの回答では、地方に移せるものは一割程度しかありませんでした。地方には専門性が不足しているといった理由もありますが、都道府県の境界を越える広域的な仕事は国が担うしかないという判断も働いています。国道や一級河川の整備や管理などがそれに該当します。

しかし、関西広域連合ですと、府県の境界をまたぐ淀川水系も、ほぼその内部に収まります。滋賀、京都、大阪の三府県は、三重県とともに、同水系の大戸川ダム建設の凍結で足並みをそろえ、国に意見を提出しましたが、その気になれば、淀川水系の管理の移管を国に求めることもできるでしょう。加えて、国道の管理も引き受けるなら、国土交通省の近畿地方整備局は大半の仕事を手放してしまいます。大規模広域連合は出先機関廃止を迫る切り札になります。

道州制につながるかどうか

関西の動きはほかの地域にも波及しそうです。九州地方知事会は、「九州広域行政機構」（仮称）の設立を目指すことで合意しました。これは初めから八府省の出先機関の仕事や職員、財源をほぼ丸ごと引き受けることを狙ったものです。この構想では、独自の執行・議事機関

ジャーナリスト
松本克夫

を持つ、広域連合とはやや違う形を考えています。地方自治法に基づく広域連合は、連合規約の決定など発足手続きには全県の議会の承認が必要で、意志決定に時間がかかりすぎるという判断からです。ただし、従来にない「機構」の場合には、新たな法律が必要になります。

関東地方知事会も、広域行政について議論する協議会を設けることで合意しましたし、北海道東北知事会も広域連合の検討を始めることにしています。こうしたブロック単位の広域連合が各地に広がっていきまると、出先機関はますます存立基盤を揺さぶられることになります。道州制の前段階のような様相を呈するかもしれません。しかし、道州制に進むかどうかはまだ先の話です。関西広域連合の場合にも、各府県の思惑が違うものですから、「そのまま道州に転化するものではない」と取り決めていきます。

広域連合のような連携の形でも、広域の仕事は十分こなせるとなったら、無理に道州制に進む必要はないという見方が強くなるかもしれません。逆に、運営が円滑にいかないとしたら、やはり道州に一本化するしかないという声が高まりそうです。いずれにしろ、道州制は広域での取組みの積み重ねを踏まえて、是非を議論すべきものでしょう。関西広域連合は地方制度の行方を占う試金石になりそうです。